

様式第2号 (政務活動実施報告書)

令和元年7月24日

井原市議会議長

様

井原市議会議員

上野安是

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和元年7月11日(木)
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	京都テラス東館2階
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	議案審査に不可欠な契約法を学ぶ ～外部委託の進展と民法大改正に備える～
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	松村 享 氏 (名古屋学院大学 法学部 教授)
5. 活動内容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

1/4



① 自治体契約

○ 基本原則

① 経済性原則

地方自治法二条14項

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

② 公平性原則

特定の事業者が独占的に納入の機会を得たり、特定の人に対して特に有利な価格で契約を行ったりすることは許されない。

③ 競争性原則

幅広い事業者等に対して公平に競争への参加の機会を認め、競争を促すことにより、経済性を高める

② 自治体契約の契約手続

1. 一般競争入札

2. 自治体契約手続の特則

(1) 指名競争入札

① 工事又は製造の請負、物件の売買契約等であり、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものとするとき。

② その性質又は目的により競争に加わらざる者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約とするとき

③ 一般競争入札に付することから不利と認められるとき

(2) 総合評価一般競争入札

・みらいの学識経験者の意見を聴いた上で、落札者決定基準を定めなければならない。

(3) 随意契約

随意契約と締結することのできる場合

① 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が政令で定める額の範囲内において自治体の規則で定める額を超えない契約とすとき

② 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約とすとき

③ 地域活動支援センター、小規模作業所、シルバー人材センター等から自治体の規則で定める手続により物品を買い入れ又は役務の提供を受けし契約とすとき

④ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令の定めにより自治体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を自治体の規則で定める手続により買入れる契約とすとき

⑤ 緊急の必要により競争入札に付することできないとき

⑥ 競争入札に付することか不利と認められるとき

⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することかできし見込みのあるとき

⑧ 競争入札に付し入札者がないとき又は再度の入札に付し、落札者がないとき

⑨ 落札者が契約を締結しないとき

② 契約締結に当たって必要となる手続
1. 契約前の予算措置

2 契約締結と議会の議決

3 契約の履行

4 相殺

5 免除

〔所感〕

契約についてさまざまのことを改めて学んだ。
いかにしてもこの基本原則に従い、全ての
契約が、"最大の経費で最大の効果を挙げよ"
よう、公平性、競争性も維持されながら、行われ
なければならぬことを再認識した。

以上